



APEC に今後期待するもの

経済調査部 上席研究員 松井謙一郎

昨年11月下旬にペルーで開催されたAPEC（アジア太平洋経済協力）首脳会合の特別声明では、グローバル金融危機への取り組みと自由貿易の堅持がうたわれた。G20サミットの一週間後の開催であったため、APEC首脳の特設声明の多くはG20サミットの声明を追認するものであった。一方で、グローバル危機の影響が長期化すると見られる中で、18か月間で危機を克服できるとして危機対応の意思を表明する等、踏み込んだ部分も見られた。

APECは発足当初はWTOを軸とするグローバルで多角的な自由貿易を推進する枠組みとして機能してきた。しかし、近年はWTOの枠組みの行き詰まりと個別国間でのFTA・EPAの活発化で、その存在意義を問う声もある。一方、グローバルな金融危機に対して全世界的な協調対応が求められる中、APECのような地域横断的な枠組みの重要性が増している面もある。本稿ではAPECの現状をレビューした上で、今後APECに期待されることについて述べてみたい。

APECには現在21の国・地域が参加、世界のGDPの約6割・人口では約4割を占め、地域を括る枠組みとして参加国の経済・人口規模では世界最大である。1989年11月のオーストラリアでの第1回閣僚会合開催で発足し、1993年以降は毎年11月に首脳会合・閣僚会合を開催している。1990年に当時のマレーシアのマハティール首相が提唱したEAEC（東アジア経済協議体）構想に懸念を持ったアメリカがAPECの枠組みを強く支持し、1990年代を通じて参加国も増えて枠組みの規模が大きく拡大した。

アジアでもインドが参加していない一方で、オセアニアからオーストラリア・ニュージーランド・パプアニューギニアが参加している。特にオーストラリアは1989年の第1回閣僚会合を主催する等APECの発足の際にも重要な役割を果たしている。また欧州諸国は全く入っていない一方で、アメリカ・ロシア・中国といった大国が参加し、中南米でもメキシコ、チリ、ペルーの3か国が参加している。このようにアジア・米州・ユーラシア・オセアニアにまたがる地域横断的な枠組みとして、地域横断的な外交の場としても活用されている。

また、APEC域内でEPA締結に積極的な国であるブルネイ・チリ・ニュージーランド・シンガポールの4か国のグループが「太平洋横断戦略的経済連携協定」（P4と呼ばれる）を2005年に締結した。2008年9月にアメリカがP4への加入交渉を表明する等、APEC内での地域横断的なEPA締結の動きも見られる。

APEC発足当初は域内の貿易投資の自由化が中心的なテーマであり、FTAの標準化への取組や貿易手続の形式統一・合理化など実務面での取組みも着実に進めてきた。一方で、その後2001年の同時多発テロ直後に開催された上海での首脳会議以降、安全保障やテロ対策が主要な課題として定着する等、時代の状況に応じて取組み課題も変わってきている。アメリカの影響力が大きく低下する中で、今後はグローバルな問題を地域横断的に取組み、解決していく枠組みとしての性格がより強まっていくであろう。

近年の新興市場国の台頭でG8の枠組みの限界が意識されるようになり、今般のグローバル金融危機ではグローバル金融サミット開催の枠組みとなったG20の役割が決定的に重要となった。そのような中で、G20の枠組みと競合しつつも、世界の主要国を包含する枠組みとしてのAPECの存在意義は増してこよう。貿易面では保護主義の高まり

に対して反対することを示したが、グローバル金融危機対応の中で金融システムへの監視の強化にも今後踏み込んでいく必要がある。この点で G20 のような他の枠組みと違ってどれだけ踏み込めるかが当面の APEC に課せられた課題と言えよう。

アジア太平洋地域でも環境問題への積極的な取り組みが始まっている。アジア太平洋地域では、増大するエネルギー需要、エネルギー安全保障、気候変動問題への対処を目的とした APP (クリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップ) の枠組みが既に存在する。日本、アメリカ、中国、インド、韓国、オーストラリアの 6 カ国の間で 2005 年に合意されて始められた。具体的には、クリーンで効率的な技術の開発、普及及び移転のための地域協力を推進することを目指している。8 つのセクター別のタスクフォースが設けられ、少数の主要排出国で官民を交えたパートナーシップを築き、具体的な技術協力のプロジェクトを実施していくことが想定されている。

世界の 2 大 CO2 排出国である第 1 位の中国、第 2 位の米国 (両国で約 4 割) に加えて、第 3 位のロシア、第 4 位の日本が APEC に参加しているが、この 4 か国の合計で世界の CO2 排出量のほぼ半分を占めている (2005 年の CO2 排出量の国別データ)。京都議定書の枠組みでは、2 大 CO2 排出国である米国は議定書が批准されない事による事実上の離脱、中国は排出量削減義務を負わない形となっている。またロシアは本格的な削減努力を行わずして削減枠が余り (いわゆる Hot Air と呼ばれている状況)、一方で日本は京都議定書の CO2 排出削減目標達成はほぼ困難な状況になる等、主要国は懸念される状況にある。

APEC でも、2007 年の首脳宣言 (「気候変動、エネルギー安全保障およびクリーン開発に関するシドニー APEC 首脳宣言」) において、この問題への取り組みの決意が表明され、行動アジェンダが採択された。ポスト京都議定書の枠組み作りの駆け引きは本格化しているが、意見のコンセンサスは容易ではない。今後ポスト京都議定書の枠組み形成において、APEC が更に踏み込んだ取り組みを行い、リーダーシップを発揮していくことが期待される。

APEC の加盟国の経済活動が気候変動問題 (CO2 排出削減問題) に占めるウェイトを考えると、日本の技術の強みを生かしつつリーダーシップを発揮するという意味で、金融面だけでなく、気候変動問題への取り組み面での牽引役も期待したい。

以 上

(参考文献) 外務省の Web Site

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/apec_o.html (APEC の概要)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/apec/rekishu.html> (APEC の歴史)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/kiko/app.html> (APP の概要)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2009 Institute for International Monetary Affairs (財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokuchō 1-chōme, Chūō-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話: 03-3245-6934 (代) ファックス: 03-3231-5422

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <http://www.iima.or.jp>